

第1回【開催日時：令和6年3月18日（月曜日）13時00分～15時00分】

（主な議題）日本語教育機関認定法の運用について 等

第2回【開催日時：令和6年7月18日（木曜日）15時00分～17時00分】

（主な議題）今後の日本語教育に係る主な論点について 等

第3回【開催日時：令和6年10月7日（月曜日）10時00分～11時30分】

（主な議題）認定日本語教育機関の認定の審査について

第4回【開催日時：令和6年11月14日（木曜日）13時00分～14時30分】

（主な議題）登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録の審査について

第5回【開催日時：令和7年3月3日(月)15:30～17:30】

（主な議題）地域の日本語教育に関するヒアリングについて 等

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

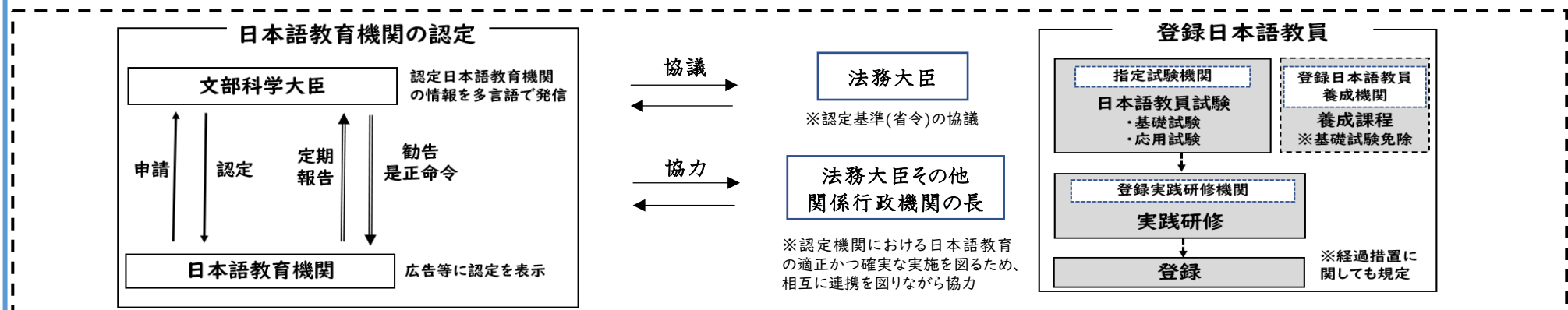
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

【認定日本語教育機関の認定審査状況（令和 6 年度 1 回目）】

- ・申請機関総数 7 2 機関
 - ・認定とした日本語教育機関 2 2 機関（機関名公表）
 - ・不認定とした日本語教育機関 3 機関（機関名公表）
 - ・審査中に取り下げを行った日本語教育機関 3 6 機関
- ※令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）に上記認定結果について文部科学省 H P で公表済

【認定日本語教育機関の認定申請の状況（令和 6 年度 2 回目）】

- ・申請機関総数：4 8 機関（うち、法務省告示機関 1 6 機関、大学別科等 0 機関）

〈課程分野の内訳〉

- ・留学のための課程：4 6 機関
- ・就労のための課程：2 機関
- ・生活のための課程：0 機関

※令和 6 年 1 1 月 6 日（水）に上記申請機関数について文部科学省 H P で公表済

（参考）認定日本語教育機関関係の直近のスケジュール

○令和 6 年 1 1 月中旬～令和 7 年 2 月：

- ・文部科学省による実地確認
- ・審査委員による書面審査及び面接審査

○令和 7 年 3 月：

- ・認定日本語教育機関審査会、日本語教育部会
- ・法務大臣協議

○令和 7 年 4 月頃：

- ・令和 6 年度 2 回目認定結果公表（認定機関名及び不認定機関名を公表）

日本語教育機関認定法の施行状況について（令和7年3月17日時点）

【登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査状況（令和6年度1回目）】

（登録実践研修機関の登録結果）

・申請機関総数 38機関

・登録可とした機関 34機関

・審査中に取下げを行った機関 2機関

（登録日本語教員養成機関の登録結果）

・申請機関総数 47機関

・登録可とした機関 40機関

・審査中に取下げを行った機関 3機関

※令和6年11月29日（金）に上記登録結果について文部科学省HPで公表済

【登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録申請の状況（令和6年度2回目）】

・登録実践研修機関の申請機関数：24機関

・登録日本語教員養成機関の申請機関数：27機関

※令和7年2月26日（水）に上記申請機関数について文部科学省HPで公表済

（参考）登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関関係の直近のスケジュール

○令和7年2月～4月：審査委員による書面審査及び面接審査

○令和7年4月～5月：登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会、日本語教育部会

○令和7年5月末：令和6年度2回目登録結果公表（登録機関名及び登録不可機関名を公表）

【日本語教員試験の実施状況（令和6年度）】

・受験者数 17,655人 ・合格者数：11,051人＊ ・合格率：62.6%

＊「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。

※令和6年12月20日（金）に上記試験結果について文部科学省HPで公表済

（参考）日本語教員試験関係の直近のスケジュール（令和7年度試験）

○令和7年7月中旬～：出願受付

○令和7年11月2日（日）：試験実施

○令和7年12月中旬：受験者へ試験結果通知、試験結果公表

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和7年3月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。

